

## 第 22 回 大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会 議事要旨

### 1 日 時

令和元年 12 月 19 日（木） 午後 2 時 00 分開会 午後 2 時 45 分閉会

### 2 場 所

南港市場 福利厚生棟 2 階 会議室

### 3 出席者

（委 員）加藤会長、入江委員、杉本委員、坂東委員、阪本委員、櫻本委員、大林委員、池田委員、種田委員（以上 9 名）

（大阪市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、渡辺経営改善担当部長兼南港市場長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、菅原将来戦略プラン担当課長、伊奈衛生管理担当課長、辻本食肉衛生検査所長（以上 8 名）

### 4 議 題

- 業務条例改正について
- その他

### 5 議事要旨

- (1) 「大阪市中央卸売市場業務条例改正について」に関する説明を事務局より行った。
- ・業務条例等の改正は、「市場の活性化」と「市民の利益」を柱に行う。
  - ・改正のポイントは次のとおり。
    - ①基本的に取引規制は緩和し、第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止は条例で規定しない。
    - ②市長がせり物品・せり割合を定めることで、せりを中心とした取引による価格形成機能を維持する。
    - ③市長による卸売業者の許可及び仲卸業者・売買参加者の認定、関連事業者の使用許可を規定し、売買取引秩序を維持し、市場機能を発揮する。
    - ④取引の実績報告を義務づけ、取引の実態を把握し、適切な指導監督につなげる。
    - ⑤品質・衛生管理に係る措置を規定する。
  - ・具体的な条例の内容については、条例の目的、開設者の責務を明記し、市場関係事業者、卸売市場の業務の方法、取引参加者の遵守事項、その他の改正事項について規定する。
  - ・来年 2 月の市会に条例改正案を上程し、3 月下旬に議決で可決されれば、来年 6 月 21 日の改正卸売市場法の施行と同時に改正業務条例も施行する予定である。
  - ・具体的な業務手続や運用については、規則や要綱等で定めていく。

(2) 運営協議会委員から質問・意見は次のとおり。

- ・ 条例改正の内容は、他市場と違いは出てくるのか。
- ・ 開設者として指導監督はどのようにしていくのか。
- ・ 法改正に伴う条例改正については、異論はない。

## 6 配布資料

○大阪市中央卸売市場業務条例改正について

(資料1) ……大阪市中央卸売市場業務条例改正のこれまでの経過について

(資料2) ……条例改正の理由及び趣旨

(資料3) ……大阪市中央卸売市場業務条例の改正概要

(資料4) ……今後のスケジュールについて

(参 考) ……条例等項目新旧比較 (概要)